

令和4年度 事業計画書

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

当センターでは、保健衛生及び環境に関する検査、調査、研究及び相談等を行うことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に事業活動を展開している。公衆衛生や生活環境は社会変化に大きく左右され、その時代の変化に適切に対応することが求められており、こうした社会ニーズに素早く的確に対応し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資するため、令和4年度の事業計画を次のように定める。

I 公益目的事業

1 法律等に基づく分析試験及び検査

法律により登録等を受けている試験、検査などを行う。

(1) 食品衛生検査

① 食品衛生法第26条に基づく製品検査（命令検査）

残留農薬、動物用医薬品、カビ毒、貝毒等の検査を実施する。

② 自主検査

食品添加物、食品の規格、器具容器包装の規格、おもちゃの規格等の試験検査を実施する。

③ 一般食品検査

一般食品検査、保存試験、拭き取り検査等を実施する。

(2) 飲料水等検査

① 水道法第20条検査

水道事業者（上水道、簡易水道、専用水道）から委託された水質検査を実施する。

② 水道法第34条検査

マンションなどに設置されている簡易専用水道の管理に係る検査を実施する。

③ 飲料水一般検査

井戸水、船舶水等の水質検査を実施する。

④ 飲料水以外検査

遊泳用プール、浴槽水等の水質検査を実施する。

(3) 環境に係る検査

① 計量証明事業

水・大気・土壤中の物質濃度の計量証明を行う事業（排水・下水・河川水・海水などの水質試験、排ガスなどの大気質試験、土壤の含有量及び溶出試験）を実施する。

② 作業環境測定

工場内等の作業環境測定（粉じん測定）を実施する。

③ 産業廃棄物分析

事業活動に伴って生じた廃棄物（燃え殻、ばいじんなど）の分析を実施する。

④ 温泉成分分析

温泉法に基づき、温泉成分の分析を実施する。

⑤ その他の環境検査

土壤汚染対策法に基づき土壤溶出量調査、土壤含有量調査などを実施する。

(4) 微生物検査

食品、飲料水、河川水等の微生物検査を実施する。

(5) 衛生検査所

① 検便検査（微生物学的検査）

赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O26、O111、O128、O157等）及びノロウイルス等の検査を実施する。

② 新型コロナウイルス（COVID-19）検査

唾液、鼻咽頭ぬぐい液を検体として、新型コロナウイルスPCR検査を実施する。

③ 血中PCB、ダイオキシン類等検査（生化学的検査）

血液中のPCB、ダイオキシン類、PCQ等の分析を実施する。

(6) ダイオキシン類検査

大気、水中、廃棄物などに含まれるダイオキシン類の分析を実施する。

(7) 放射性物質検査

食品、飲料水及び土壤等に含まれる放射性物質検査を実施する。

(8) 異物検査

食品、飲料水等に含まれる異物検査を実施する。

2 衛生害虫相談事業

衛生害虫やハチなどそ族昆虫類の分析・相談指導等を行い、食品等への混入防止や生活環境の改善に寄与する。

3 講演会、相談指導等及び情報提供

食・水の安全確保や生活環境のより一層の改善を目的に、講演会・相談指導等及び情報提供の充実を図る。

(1) 食や水の安全確保等の講演会や微生物の実技研修等を行い公衆衛生の知識の普及啓発に努めるとともに、食品衛生協会等と協同して衛生管理の向上を図るための指導・助言を行う。

(2) 食品関係事業者を対象にHACCPの推進や施設の衛生管理の相談・指導を行う。

(3) ホームページの充実を図り、最新情報や有益な情報の提供に努める。

II 収益事業

相手事業者の都合で事業開始が遅れているが、本所事務所の建替用地（空地）の一部を貸付することとしており、令和4年度中の事業開始を目指に交渉を行う。

III 新たな業務への取組

- 1 顧客ニーズ、検査業界の動向などを把握するため、市場調査を実施する。
- 2 市場調査の分析、検討を行い、新たな業務を実施する。

IV 品質保証

- 1 國際規格であるISO/IEC17025に適合している試験所として、新たに品質マネジメント室を設置し、検査の品質向上を図る。また、現在の認定（放射性物質検査、食品中の保存料及び環境中化学物質）に加え、幅広い分野での認定拡大に努める。
- 2 食品GLP、水道GLP、MLAPの認定を継続する。
- 3 検査技術の向上及び精度管理のため、技術研修会や国内外の技能試験に積極的に参加する。
- 4 品質保証にかかる研修会等に参加する。

V 人材育成

- 1 業務改善提案や研修制度等の整備・充実を図る。
- 2 職員の資格取得を推進する。
- 3 技術の継承及び多能工化を進め、職員の一人一人のスキルアップを図る。

VI 調査研究、地域活動

- 1 大学や自治体の研究機関等の共同研究を進める。
- 2 KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）等が主催する事業に参加し、各種調査・研修の受入れ等に協力する。
- 3 地元の大学や高等学校などからのインターンシップや施設見学等を受入れる。

VII 組織運営

- 1 評議員会、理事会を適宜開催し、公益法人の円滑運営に努める。
- 2 信頼性確保部門の組織体制の強化・改善及び諸規程、文書類の整備・充実を図る。
- 3 福岡事業所との連携を密にするためシステムの統合やテレビ会議を活用するなど、組織の一体的運用に努める。

VIII 施設・設備の整備、IT化の推進

- 1 備品整備計画や施設改修工事計画等に基づき、施設・設備の整備を図る。
- 2 IT化の推進により、事務の効率化・迅速化を図る。